

相 続 定 期 預 金 規 定

この規定は、当行の相続定期預金(以下「この預金」といいます。)に適用いたします。

1.[取扱条件]

この預金は、相続により預金を受取られた(当行以外の金融機関において相続預金を受取られた場合を含みます。)個人のお客さまで、かつ相続預金を受取られた日から1年以内に限りお取扱いたします。なお、当行以外の金融機関において相続預金を受取られたお客さまにつきましては、当行が定める「相続人であることが確認できる書類」、および「相続預金を受取られた日、および受取られた金額が確認できる書類」をご用意いただきます。

2.[取扱店舗]

この預金は、さいたま支店、ハーモニー支店を除く、当行の全店でお取扱いたします。なお、ATM、インターネットでのお取扱いはいたしません。

3.[お預入れ限度額]

この預金のお預け入れは300万円以上とし、相続により受取られた金額を上限といたします。

4.[お預入れ預金種類および預金名義]

- (1)この預金は、期間3ヵ月、6ヵ月の自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期預金)とします。
- (2)この預金の名義は、相続により預金を受取られた個人名義に限ります。

5.[適用利率]

この預金の利率は、取扱期間内における当行所定の利率とします。

6.[預金の支払期日]

この預金は、通帳(総合口座通帳を含みます。)、証書記載の満期日以後に支払います。

7.[自動継続]

- (1)この預金のうち自動継続扱いについては、通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期預金)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3)継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

8.[利息]

- (1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳・証書記載の利率(以下、「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2)当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

《2024年7月1日以降に預入された定期預金》

A.6ヵ月未満.....約定利率×5%

B.6ヵ月以上1年未満...約定利率×50%

《2024年6月30日以前に預入された定期預金》

A.6ヵ月未満.....解約日における普通預金の利率

B.6ヵ月以上1年未満...約定利率×50%

以 上

株式会社 大東銀行(2024/07/01)